

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第85回

中国の不正競争防止法(4)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

これまで中国の不正競争防止法に当たる「中華人民共和国反不正競争法」(以下「反不正競争法」という)について3回にわたり検討しているが、第4回目となる今回は、前回に引き続き、営業秘密の侵害行為について検討する。今回は、特に、営業秘密の侵害を理由とする訴訟において法律上問題となる点について、主に最高人民法院の解釈に触れながら検討することにした。

1 営業秘密侵害行為を理由とする訴訟の当事者適格

Q1 中国企業A社は、外商投資企業B社から、B社の営業秘密であるa製品の製造ノウハウについて、中国における独占的実施許諾を受けており、また、同じくB社の営業秘密であるb製品の製造ノウハウについても、中国における通常実施許諾を受けています。これらの製造ノウハウが第三者から侵害された場合、営業秘密の侵害を理由に、A社が原告として、当該第三者を人民法院に訴えることができるでしょうか。

A1 a製品の製造ノウハウが第三者により侵害された場合、営業秘密の侵害を理由に、A社は、単独で、当該第三者を訴えることができます。一方で、b製品の製造ノウハウが第三者により侵害された場合、営業秘密の侵害を理由に、A社は、B社と共同で当該第三者を訴えることができますが、A社単独で当該第三者を訴える場合には、B社の書面による授權が必要です。

最高人民法院の「不正競争民事事件の審理に関する若干の法律適用問題に関する解釈」(以下「最高人民法院解釈」という)第15条は、営業秘密の実施許諾を受けて

いるライセンシーが、当該営業秘密を侵害する行為について訴訟を提起する場合、その当事者適格について、当該実施許諾の種類毎に以下のような区別を設けている。

① 独占的实施許諾契約(ライセンス対象地域において、権利者が第三者に対して実施権を与えることができないだけでなく、権利者自身にも実施権がなくなるライセンス契約)

→ ライセンシーは単独で訴訟を提起することができ、人民法院は法に基づき受理しなければならない

② 排他的使用許諾契約(ライセンス対象地域において、権利者が第三者に対して実施権を与えることはできないが、権利者自身は実施権を留保するライセンス契約)

→ ライセンシーと権利者が共同で訴訟を提起する場合、または権利者が訴訟を提起しない状況でライセンシーが単独で提起する場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない

③ 通常実施許諾契約(ライセンス対象地域において、権利者自身に実施権が留保されるだけでなく、権利者が第三者に対して実施権を与えることもできるライセンス契約)

→ ライセンシーと権利者が共同で訴訟を提起する場合、または権利者の書面による授權を経てライセンシーが単独で訴訟を提起する場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない

2 営業秘密侵害行為の立証責任

Q2 Xは、外商投資企業A社の元従業員であり、同社において技術部長として勤務していました。A社では、同社製品の根幹を成す技術情報(同社の営業秘密)について、厳重な秘密保持措置を採っており、当該情報には同社の部長以上の従業員でなければ接触することができませんでした。しかし、XはA社の離職時に、当該情報を盗み出し、A社と同業の会社を興し、当該情報を用いて同種の製品を生産しています。A社の技術情報とXが用いている技術情報が同一であれば、以下の場合、A社は、Xによる営業秘密の侵害行為について、どのような事実を立証する必要があるでしょうか。

(1) 工商行政管理機関に取締りを要求する場合

(2) 人民法院に訴訟を提起する場合

A2 営業秘密の侵害行為について、人民法院に訴訟を提起する場合、A社は、Xが当該情報を盗み出した事実について立証する必要がありますが、工商行政管理機関に取締りを要求する場合、A社は、Xが同社の部長以上の職についており当該情報を入手することが可能であったことを立証すれば足り、これに対して、Xが、当該情報を合法的に入手したという証拠を提出できなかった場合は、Xに侵害行為があったと認定してもらうことが可能です。

営業秘密侵害行為の立証責任について、国家工商行政管理局の「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」(以下、「工商行政管理局規定」という)及び最高人民法院解釈は、それぞれ、行政的及び司法的立場から、異なる規定を置いている。

工商行政管理局規定第5条は、権利者が、自己の営業秘密が損害を受けていると判断し、工商行政管理機関に対し侵害行為の調査処分を申し立てる場合、営業秘密及び侵害行為が存在するという関連証拠を提出しなければならないと規定している。

もともと、以下の全ての条件を満たす場合、工商行政管理機関は、関連証拠に基づき、被申立人に侵害行為があると認定することができるとしている。

- ① 権利者が、被申立人の使用する情報と自己の営業秘密とが一致し、または同等であることを証明できること
- ② 権利者が、被申立人がその営業秘密を入手する条件を有することを証明できること
- ③ 被申立人が、その使用する情報を合法的に入手し若しくは使用しているという証拠を提出できず、またはその提出を拒否したこと

一方で、最高人民法院解釈第14条は、権利者が、他人から自己の営業秘密を侵害されたと主張する場合の立証責任について、当該権利者に対して、以下の事実を証明することを求めている。

- i その保有する営業秘密が法定条件に合致している事実(営業秘密の媒体、具体的内容、商業的価値及び当該営業秘密に対して用いた具体的な秘密保持措置などが含まれる)
- ii 相手方当事者の情報とその営業秘密が同一または実質的に同一である事実
- iii 相手方当事者が不正な手段を用いた事実

このように、営業秘密の侵害を理由として公的機関に救済を求める場合、工商行政管理機関に行政的救済を求める場合と、人民法院に司法的救済を求める場合とでは、その立証責任の負担の程度が異なる。

すなわち、侵害者の侵害行為を立証する上で、司法的救済の場合、権利者が、相手方当事者が不正な手段を用いた事実そのもの(上記iii)を立証する責任があるのに対して、行政的救済の場合、権利者の方では、侵害者とその営業秘密を入手する条件を有すること(上記②)を立証すれば足り、それに対して、侵害者の方で、その使用する情報を合法的に入手しまたは使用しているという証拠を提出できない限り(上記③)、侵害者の侵害行為を認定することができると思われる。

その結果、権利者が行政的救済を求める場合、立証責任が緩和されている分迅速な対応が可能であるのに対し、司法的救済を求める場合、厳格な立証が要求されている分対応が慎重にならざるを得ない。一方で、行政的救済の場合、行政の処罰決定に不服がある侵害者は、更に人民法院に訴訟を提起することが可能である(反不正当竞争法第29条)のに対して、司法的救済の場合、その判断は終局的なものとして取り扱われるとの違いがある。以上のような行政的救済と司法的救済の効果の違いから、それぞれの立証責任にも相違が生じたものと思われる。

3. 営業秘密侵害行為を理由とする訴訟におけるその他の問題点

Q3 外商投資企業A社の従業員Xは、A社と同業のB社に転職する際にA社の営業秘密を盗み出しましたが、最近、A社は、B社が、そのXがA社から盗み出した営業秘密を使用して営業していることを知りました。A社は、X及びB社に対して当該営業秘密の使用の停止及び損害の賠償を求めて訴訟を提起しようと考えています。

- (1) 人民法院の第一審はいずれの審級になるのでしょうか。
- (2) 損害額はどのように算定されるのでしょうか。
- (3) 使用の停止が認められる場合、その期間は何時まででしょうか。
- (4) X及びB社に対して刑事責任を問うことは可能でしょうか。
- (5) 訴訟の審理及び判決を非公開で行うことは可能でしょうか。

A3

- (1)原則として、第一審は中級人民法院となります。
- (2)当該営業秘密の商業価値に基づき損害額を算定することになりますが、算定が困難な場合、権利侵害者が権利侵害期間において権利侵害によって得た利益を損害額とすることが可能です。また、実施許諾料を参考にして損害額を算定する等特許権侵害の損害賠償額の算定方法を参考に行うことも可能です。
- (3)使用の停止期間は、原則として、当該営業秘密が公衆に周知となるまで継続されます。
- (4)Xによる営業秘密の侵害行為の結果、A社に多大な損害をもたらした場合は、Xを3年以下の懲役若しくは拘留に処し、罰金を併科または単科することが可能です。更に、特別に重大な結果をもたらした場合は、Xを3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科することが可能です。また、Xだけではなく、当該営業秘密に対するB社の侵害行為を認定できる場合、B社に対しても、罰金を科することが可能です。
- (5)訴訟の審理については非公開で行うことが可能ですが、判決については必ず公開で行う必要があります。

営業秘密侵害行為を理由とする訴訟に関連して、その他の問題となる可能性がある点について、それぞれ関連法規に照らしながら以下検討する。

(1)管轄

最高人民法院解釈第18条第1項は、「営業秘密侵害行為の民事第一審案件は、原則として、中級人民法院が管轄する」旨規定し、その審級管轄を明確にしている。もともと、各高級人民法院が最高人民法院の許可を経て確定した基層人民法院(既に知的財産権の民事案件を審理できると認められている基層人民法院も含む)は、中級人民法院と同じく、営業秘密侵害行為の民事第一審案件を受理することができる(同条第2項)。

(2)賠償額の算定方法

反不正競争法第20条第1項は、「事業者が、本法の定めに違反し、侵害を受けた事業者にもたらした場合は、損害賠償の責任を負わなければならない」と規定し、不正競争行為による権利侵害者の民事上の損害賠償責任を明確にしている。ま

た、同条項は、「侵害を受けた事業者がその合法的な権利を侵害した不正競争行為を調査するために支払った適正な費用」についても権利侵害者が負担しなければならないことを定めている。

この点、不正競争行為の中でも、権利侵害行為によって営業秘密が公衆に周知されるに至った場合については、その研究開発コスト、当該営業秘密を実施することによる収益、取得可能な利益、競争の優勢を保持することができる期間などの要素により確定された当該営業秘密の商業価値に基づいて損害賠償額を確定しなければならないとされている(最高人民法院解釈第17条)。

また、損害額の算定が困難な場合は、「権利侵害者が権利侵害期間に権利侵害によって得た利益」が損害額とされる(反不正当竞争法第20条第1項)。

更に、損害額の算定方法について、最高人民法院解釈第17条は、「特許権の侵害の損害賠償額を確定する方法を参考に行うことができる」としているため、例えば、被侵害者の損害または権利侵害者が取得した利益を確定することが困難な場合、当該営業秘密の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、実施許諾の金額、性質、範囲、時間などの要素に基づき、当該営業秘密の実施許諾料の2倍から3倍を参考にして賠償額を合理的に確定するといったこともできる(最高人民法院の「特許紛争案件の審理における法律適用問題に関する若干規定」第21条等参照)。

(3) 侵害停止の期間

人民法院が営業秘密の侵害行為を認定し当該侵害行為の停止を命じる場合、当該侵害停止の期間は、原則として、「当該営業秘密が公衆に周知となるまで継続する」(最高人民法院解釈第16条)。

もっとも、当該期間が明らかに不合理である場合、「権利者の当該営業秘密の競争の優勢を保護することを条件に」(なお、当該条件が実際にどのようなものかは明確ではない)、「一定期間または一定の範囲内で当該営業秘密の使用を停止する判決を下すことができる」として調整している。

(4) 刑事責任

刑法第219条第1項によれば、営業秘密の侵害行為に該当し、営業秘密の権利者に対して多大な損害をもたらした者は、3年以下の懲役若しくは拘留に処し、罰金を併科または単科するとされている。更に、特別に重大な結果をもたらした場合は、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科するとされている。

また、同法第220条によれば、会社が上記刑法第219条に規定する罪を犯した場合、会社には罰金を科し、且つその直接の責任者に対して、同条が規定する処罰を科するとされている。

(5) 訴訟の審理・判決の方式

民事訴訟法第120条第1項によれば、民事事件の審理は、「原則として、全て公開して行わなければならない」とされている。

しかし、営業秘密に関する訴訟においては、権利者は、これ以上営業秘密が公になることを避けたいと考えるのが通常であるため、同条第2項は、営業秘密に関する事件については、「当事者が非公開審理を申し立てたものについては、非公開で審理を行うことができる」と規定している。

もともと、判決については、公開または非公開で審理した事件を問わず、「一律に公開して言い渡す」とされている(民事訴訟法第134条)。